

第Ⅵ章 小・中・高等学校における通級による指導

1. 問題

(1) 小・中・高等学校における通級による指導

通級による指導は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間から8単位時間（高等学校は年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含める）までを標準とし、障害に応じた特別の指導を通級指導教室といった特別な場で受ける指導形態のことである。その指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服することを目的とする特別支援学校の「自立活動」に相当する指導を指し、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うこともできるとされている。また、個々の児童生徒の実態に応じた個別の指導計画を作成して指導が行われる。

通級による指導における特別の教育課程は、通常の教育課程に「替える」、「加える」形で実施され、指導を受ける児童生徒は、学校生活のほとんどを通常の学級で過ごしている。また、「令和元年度通級による指導実施状況調査結果について（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，2020）」によれば、小学校、中学校及び高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は年々増加傾向にあり、約13万4千人を超える状況となっている。これは、10年前と比較すると、約2.5倍の増加となる。

この状況の変化に対し、学校の指導・運営体制の充実を目指して公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正された。これにより、障害に応じた特別の指導（通級による指導）のために小・中学校では児童生徒13人に教職員1名という基礎定数が新設された。加えて、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導における教育課程編成の基本的な考え方が示された（中央教育審議会，2016）。これを反映し、平成29年告示の小学校・中学校学習指導要領（以下、小・中学校学習指導要領）では、効果的な指導が行われるよう、教師間の連携の必要性が指摘されている（文部科学省，2017a,b）。通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し（文部科学省，2017a,b）、効果的に活用することで、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援の一層の充実が期待されている。

高等学校においても、平成30年度から通級による指導が制度化された。令和4年度から年次実施となる平成30年告示の高等学校学習指導要領（以下、高等学校学習指導要領）の解説総則編（文部科学省，2018）では、制度の実施にあたり必要な事項として、小・中学校等と同様に特別支援学校学習指導要領自立活動編の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うことや、教師間の連携の必要性、そして高等学校独自の制度として

単位の修得の認定の在り方が示されている。特別の教育課程を実施する場合には、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができるとされているが、必履修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできない（文部科学省, 2018）。高等学校における特別の教育課程の実施状況の把握は今後の課題となる。

2. 目的

本章では、小・中学校学習指導要領、並びに高等学校学習指導要領改訂後の通級による指導において編成・実施される特別の教育課程の課題の整理を目的に、学習指導要領改訂前の教育課程の編成の状況について、質問紙調査を行った。研究Ⅰでは平成30年度に小・中学校を対象とした調査から、研究Ⅱでは令和元年度に高等学校を対象とした調査から、それぞれ得られた知見を整理した。

3. 研究Ⅰ「小・中学校の通級による指導担当者への調査」

（1）方法

①手続き

手続きは、「第Ⅰ章4. 本報告書の構成（2）研究の方法と結果等を記載した章①調査研究 c. 小・中学校通級指導教室教育課程状況調査（平成30年度）」に示したとおりである。

②質問項目

通級指導教室の障害種と担当児童生徒数など基礎となる情報の他、以下の項目を設定した。

- ・担当児童生徒の自立活動の指導等について
- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について
- ・自立活動の指導に係る個別の指導計画の作成の過程について

（2）結果

①通級指導教室の障害種と担当児童生徒数

回答者が所属する学校の通級指導教室の障害種について回答を得た（表Ⅵ-1）。注意欠陥多動性障害が85人と最も多く、次に学習障害が84人であった。

表Ⅵ-1 通級指導教室の障害種（n=133）（複数回答）

言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	その他	合計
39	61	60	4	12	84	85	11	356

（人）

②担当児童生徒の自立活動の指導等

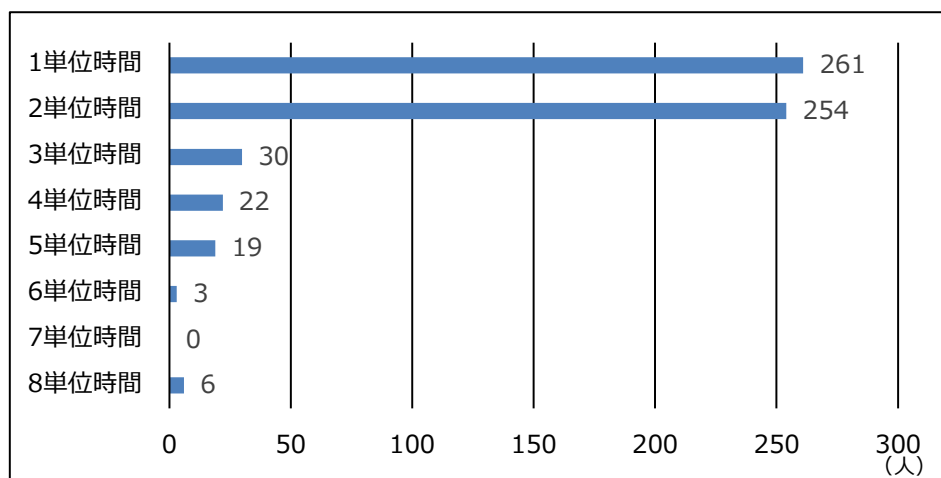
担当する児童生徒から各学年 1 人 を無作為で選び、自立活動の指導等について回答を得た。回答のあった担当児童生徒数（学年別）を表VI-2に示した。小学校第4学年が120人で最も多く、次に小学校第2学年が115人であった。また、回答のあった担当児童生徒の障害種については692人の回答（複数回答）があり、診断なしが223人と最も多く、次に注意欠陥多動性障害が137人であった。

表VI-2 担当児童生徒数（学年別）（n=133）（複数回答）

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
82	115	114	120	104	96	21	20	20	692

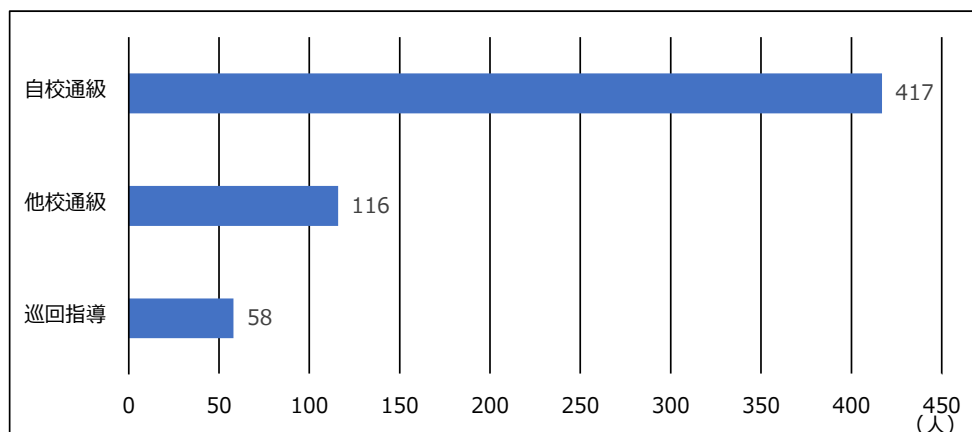
（人）

児童生徒の週当たりの授業時間数については、小学校45分、中学校50分を1単位時間とし、図VI-1に示した。1単位時間が261人で最も多く、次に2単位時間が254人であった。この結果は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2018）の調査結果と同様の傾向であった。



図VI-1 児童生徒の週当たりの授業時間数（n=595）

設置形態については、回答のあった591人のうち、自校通級が417人で最も多く、次に他校通級が116人、巡回指導が58人であった。回答のあった設置形態を図VI-2に示した。



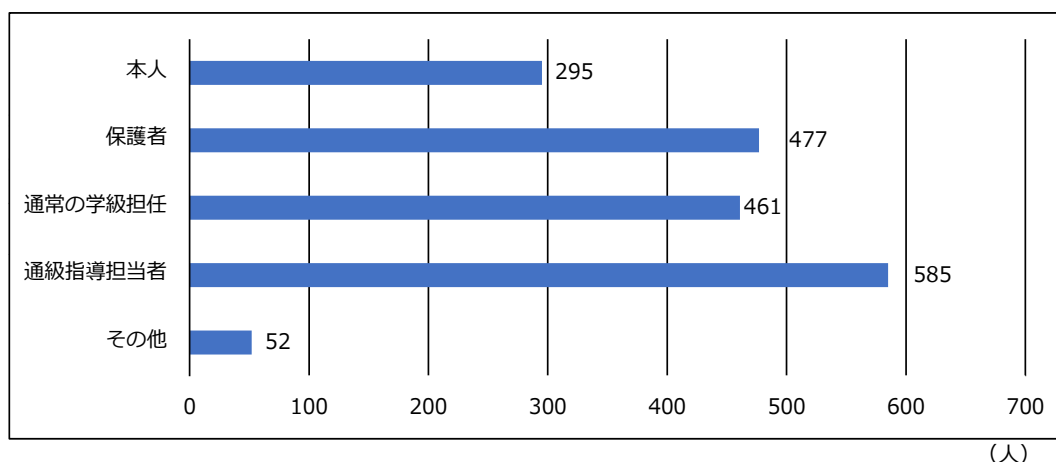
図VI-2 通級による指導の設置形態 (n=591)

③個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について

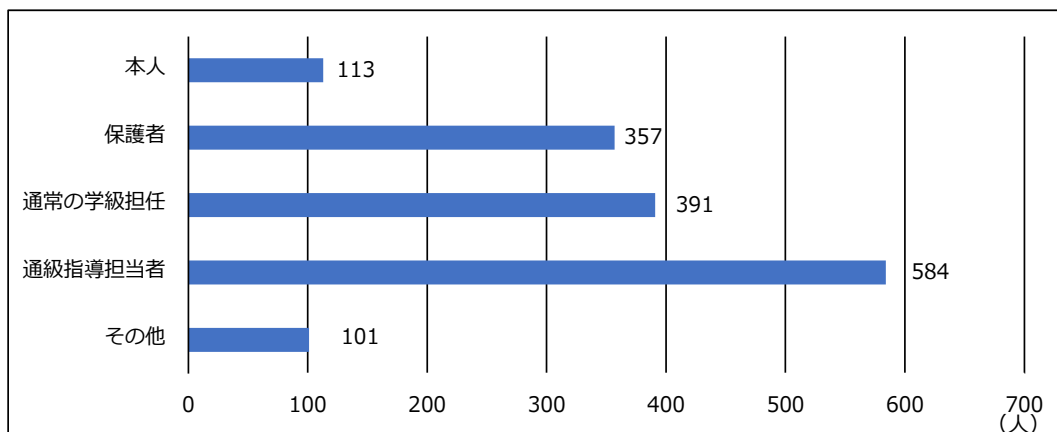
個別の教育支援計画の作成については、回答のあった 592 人のうち、有りが 481 人、無しが 111 人であった。また、個別の指導計画の作成の有無については、回答のあった 590 人のうち、有りが 580 人、無しが 10 人であった。

④自立活動の指導に係る個別の指導計画の作成の過程について

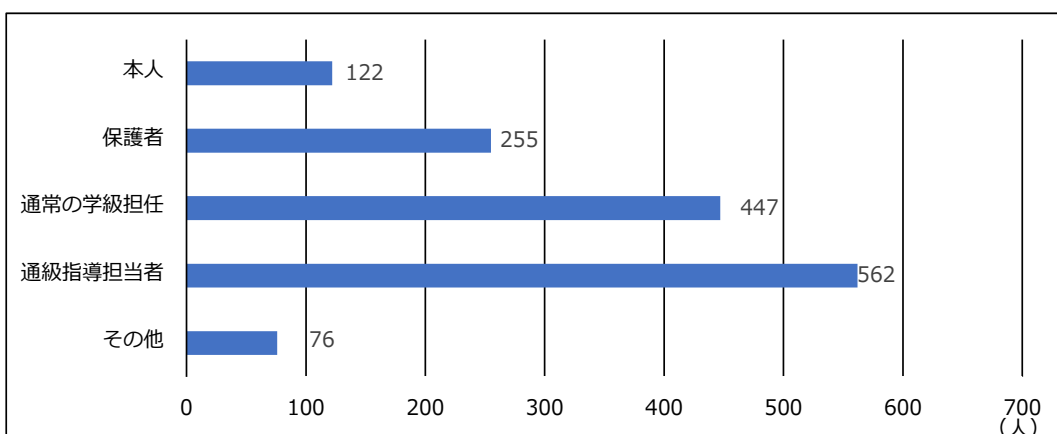
自立活動の内容の決定に関与する人物については、図VI-3に示した。通級による指導の担当者が 585 人と最も多く、次に保護者が 477 人であった。自立活動の指導時間数の決定に関与する人物については、図VI-4に示した。通級による指導の担当者が 584 人と最も多く、次に通常の学級の担任が 391 人であった。自立活動の指導時間帯の決定に関与する人物については、図VI-5に示した。通級による指導の担当者が 562 人と最も多く、次に通常の学級の担任が 447 人であった。



図VI-3 自立活動の内容の決定に関与する人物 (n=590) (複数回答)



図VI-4 自立活動の指導時間数の決定に関与する人物(n=590)(複数回答)



図VI-5 自立活動の指導時間帯の決定に関与する人物(n=590)(複数回答)

3. 研究Ⅱ「高等学校における通級による指導に関する調査」

(1) 方法

①手続き

手続きは、「第Ⅰ章4. 本報告書の構成 (2) 研究方法①調査研究 f. 高等学校教育課程状況調査 (令和元年度)」に示したとおりである。

②質問項目

調査時点で通級による指導を行っていた高等学校 132 校に対し、以下の項目を尋ねた。

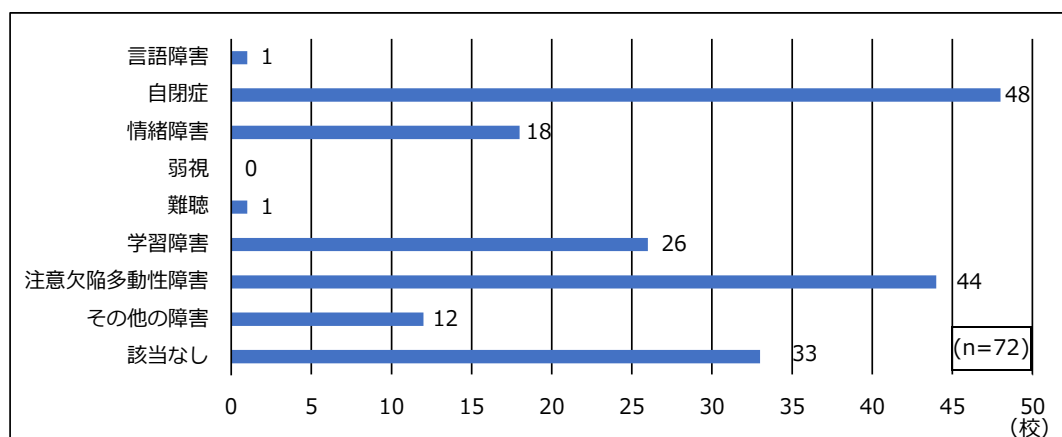
- ・通級による指導を受けている生徒の人数と障害の状況
- ・通級による指導の実施状況 (指導場所や時間割、指導形態等)
- ・通級による指導を受けている生徒の個別の指導計画の記載状況等

(2) 結果

本項の分析は、調査時点で通級による指導を行っていた全国の高等学校 132 校中、72 校の有効回答に基づく。回答者は当該学校の教務主任とした。

①通級による指導を受けている生徒の障害の状況

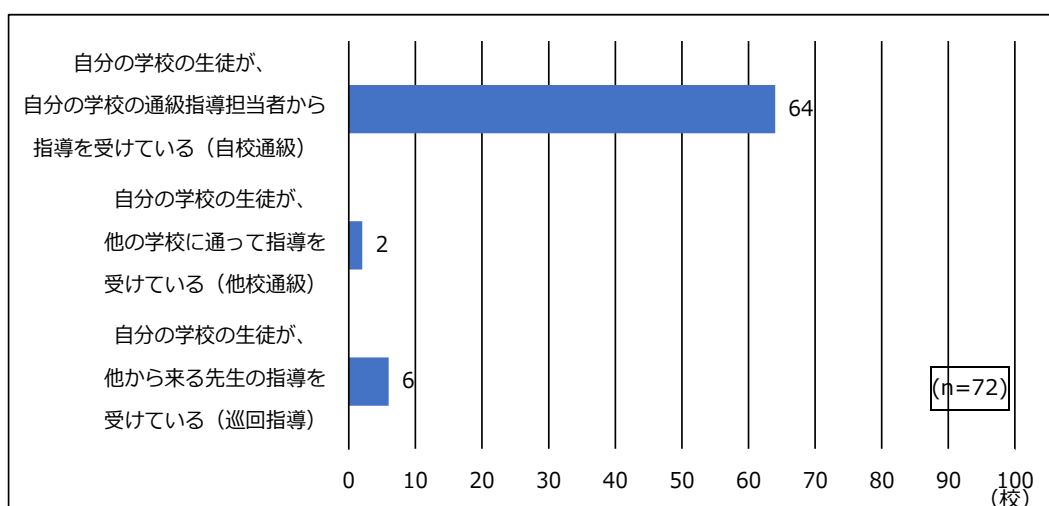
通級を利用する生徒の障害を尋ねた結果を図VI-6に示す。学校ごとに通級を利用する生徒に関して把握している障害を集計した結果、言語障害 1 校、自閉症 48 校、情緒障害 18 校、弱視 0 校、難聴 1 校、学習障害 26 校、注意欠陥多動性障害 44 校、診断なし 45 校という状況であった。その他の障害としては、広汎性発達障害、脳原性運動機能障害、強迫性障害、起立性調節障害、発達性強調運動障害、かん黙、不安障害、適応障害、自閉症スペクトラム症、てんかん、過敏性腸炎、トゥレット症候群などがあがった。また、「診断なし」の生徒が通級による指導を受けていると回答した学校が 33 校あった。



図VI-6 通級を利用する生徒の障害の状況（複数回答可）

②通級による指導の指導形態

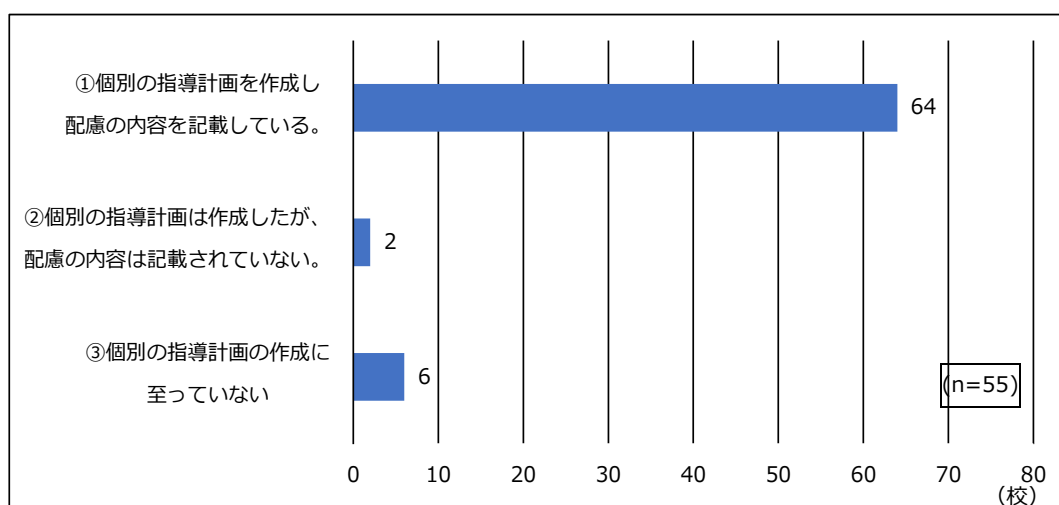
回答のあった各校の指導形態を図VI-7に示す。自校通級が 64 校、他校通級が 2 校、巡回指導が 6 校、自校・他校、自校・巡回、他校・巡回、自校・他校・巡回それぞれの併置は 0 校だった。



図VI-7 高等学校における通級による指導の指導形態

③個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について

個別の指導計画の作成及び配慮内容の記載について尋ねた。各校の回答について図VI-8に示す。

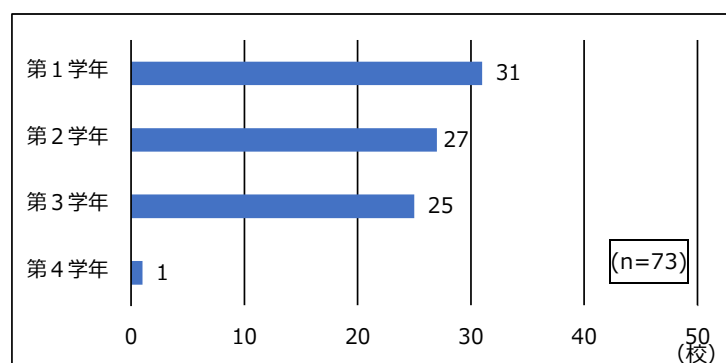


図VI-8 個別の指導計画への配慮内容の記載（複数回答可）

④特別の教育課程の編成

a. 教育課程に「加える」指導の実施状況

通級による指導を放課後等の授業のない時間で受けている場合の教育課程を実施している状況を尋ねた。学年ごとの課程設置の状況に関する各校の回答について図VI-9に示す。



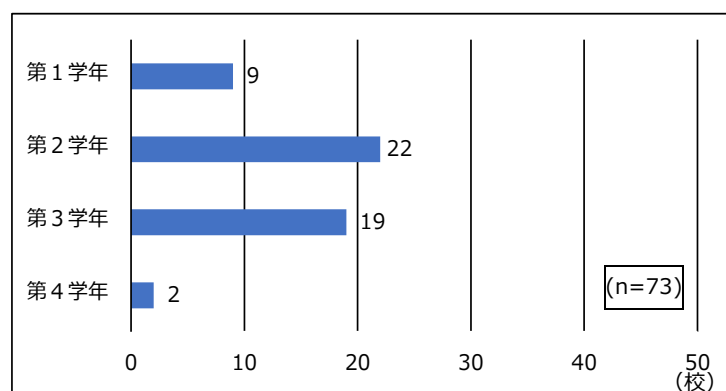
図VI-9 教育課程に「加える」指導を実施している学校数（複数回答可）

全体で49校（回答のあった設置校全体の67.1%）、合計338名の生徒に対して通級による指導が実施されており、学年別の学校数及び生徒数は次のとおりであった。第1学年（31校、210名）、第2学年（27校、76名）、第3学年（25校、51名）、第4学年（1校、1名）であった。

教育課程に「加える」指導は、教育課程に「替える」指導を実施している学校数（複数回答可）」と比較して、第1学年を対象に課程を設置する学校が多かった。

b. 教育課程に「替える」指導の実施状況

通級による指導を他の生徒が選択教科・科目等を受けているときに、通級による指導を受けている場合の教育課程を実施している状況を尋ねた。学年ごとの課程設置の状況に関する各校の回答について図VI-10に示す。全体で33校（回答のあった設置校全体の45.2%）、合計202名の生徒に対して通級による指導を実施しており、学年別の学校数及び生徒数は次のとおりであった。第1学年（9校、53名）、第2学年（22校、79名）、第3学年（19校、65名）、第4学年（2校、5名）であった。



図VI-10 教育課程に「替える」指導を実施している学校数（複数回答可）

c. 通級による指導と同時並行で展開されている教科・科目名

教育課程に「替える」指導として実施している学校に対して、同時並行で展開している教科・科目名を尋ねた。第1学年8件、第2学年19件、第3学年18件、第4学年3件の回答を得た。例えば、古典Aや数学Aなどの普通教科、簿記などの専門教科、自己探求などの学校設定科目名が挙げられた。また、それら多くが、複数の学校設定科目の一つとして実施されている状況がある。

5. 考察

(1) 実態に応じた特別の教育課程の編成

小・中学校及び高等学校の通級による指導担当者への調査から、診断のない児童生徒が一定数存在していることが明らかになったことから、児童生徒の特性や教育的ニーズに応じた指導が拡がっていることが窺える。

通級による指導の設置形態は、どの学校段階においても自校通級が最も多かった。なお、他校通級及び巡回指導の割合は、学校段階によって状況が異なった。他校通級は、児童生徒の移動に係る時間や、他校の児童生徒との接触など、児童生徒の発達段階等により実施状況が異なると考えられる。また、制度化されて間もない高等学校においては、生徒が在籍する学校の教育課程に通級による指導が位置づけられていないなどの課題があると考えられる。

小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領によると、通級による指導を受けている全ての児童生徒に対して、個別の指導計画等を作成することが義務づけられている。今回の調査において、ほとんどの学校で作成されていることが確認されたが、活用については確認していない。また、高等学校には個別の指導計画の作成に至っていない学校もあることから、今後も状況を把握していく必要がある。

(2) 特別の教育課程の編成に当たっての連携

小・中学校においては、自立活動の指導内容や時間数、時間帯について、通級担当者が中心となり、本人や保護者、通常の学級の担任と連携しながら決定されていることが明らかとなった（図VI-3、4、5）。その際、通級による指導内容の決定に本人が関わっている回答が一定数あった。児童生徒の自立や社会参加を考慮すると、自己や障害の理解、環境への働きかけなどが重要であると考えられる。今後も通級による指導内容等への本人の参画について、注目したい。

なお、高等学校においても今回の調査で同様の傾向がうかがえたが、制度化間もないこともあり、一定の結果が得られなかったことから引き続き状況を把握していく必要がある。

(3) 高等学校における特別の教育課程の編成

高等学校は、課程（全日制、定時制、通信制）や学科（普通科、専門学科、総合学科等）

が分かれており、小・中学校の各教科等のように、標準授業時数等が文部科学省令に定められていない。従って、各学校において特色ある教育課程が編成され、指導が展開されている。

本調査から、高等学校における教育課程に「加える」指導は、「替える」指導を実施している学校数と比較して、第1学年を対象に課程を設置する学校が多かった。この背景に、第1学年の教育課程は必修科目の履修が多く、教育課程に「替える」指導を実施することが難しい状況があることが窺える。加えて、第1学年は学校の環境の変化により、特性や教育的ニーズも変わることが予想されるため、各学校の生徒や保護者への丁寧な教育相談を通して、対象となる生徒を決定し、通級による指導が実施されている状況があると推察される。

一方で、教育課程に「替える」指導は、他の学年と比べて第2学年、第3学年の課程設置が多かった。第1学年の時点で必修科目を履修する状況が多いことは、第2学年、第3学年において選択教科・科目を履修する幅が広がることと関連しており、教育課程に「替える」指導の実施が計画しやすいことが考えられる。加えて、第2学年以降の生徒は、第1学年のときから実態把握が進み、通級による指導を受ける上での教育的ニーズの整理が進みやすいことも考えられる。

(井上・若林・横倉)

引用文献

- 中央教育審議会 (2016). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf（アクセス日 2020-01-31）
- 文部科学省（2009a）特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月公示）海文堂出版.
- 文部科学省（2017a）. 小学校学習指導要領（平成29年告示）.
- 文部科学省（2017b）. 中学校学習指導要領（平成29年告示）.
- 文部科学省（2018）. 高等学校学習指導要領（平成30年告示）.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2018）. 平成29年度 通級による指導実施状況調査結果について. <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/__icsFiles/afieldfile/2018/05/14/1402845_03.pdf>（アクセス日 2020-01-03）
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2020）. 令和元年度 通級による指導実施状況調査結果について. <https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_tokubetu01-000005538-02.pdf>（アクセス日 2020-01-03）